

第4章 施策展開の方向

1 基本的考え方

本県ではこれまで、各種の規制や指導等を通じて、個別の公害問題の是正解決を図ってきましたが、依然として第2章の2. で掲げた課題が残っています。そのため、県民の生命と健康を守るという環境政策の基本を踏まえた施策の立案とその着実な推進を図っていきます。

また、地球環境問題などについては、その原因が日常の社会経済活動と深い関わりを持ち、その解決には社会経済システムの変革が求められることから、以下の考え方をもとに、総合的な施策の立案・推進を図っていきます。

(1) 愛知の地域特性を反映する

本県は、自動車を中心としたモノづくり産業の世界的な集積地であると同時に、全国有数の産出額を誇る農林水産業、人口集積を背景にした商業など、バランスの取れた産業構造を有しています。その一方で、大都市に近接して豊かな自然環境にも恵まれています。また、堅実、儉約を大切にす県民性を有するとともに、人々がふれあうコミュニティも数多く存在しています。

2005年に開催された愛知万博は、自然の叡智をテーマとし、県民、民間団体、事業者、行政の参加、協働による取組のモデルケースとなるなど、この地域の環境意識を高めるといふ多く成果を残しました。現在、環境に関心を持つ団体や新しい環境技術の開発に力を入れる企業が増えるなど環境の取組が県内に広がっています。

このため、今後の環境施策は、モノづくり産業が有する技術を活かした取組や、都市と自然環境の近接を活かした取組、愛知万博の成果を継承・発展させる取組など、愛知の地域特性を活かしながら、立案、推進していくことが必要です。

(2) 環境問題への対応を愛知の活性化につなげていく

かつては、開発や工業振興といった経済活動と環境保全は対立するものと捉えられていました。しかし、環境問題が地球規模に広がる中で、地球温暖化が人間の安全保障の問題と認識されるようになるなど、今日では環境を維持・再生しなければ、経済社会システム自体が存続できないことが明らかになりました。そのため、環境保全上の支障を生じさせないように経済や社会の発展を図ることが不可欠となっています。

また、地域で行われるリサイクル活動や植樹などの様々な環境保全活動は、人と人とのコミュニケーションを促進するなど、地域コミュニティの活性化にもつながります。

このため、産業振興や地域振興など行政の様々な分野との連携を図り、環境問題への対応を愛知の活性化につなげていくような施策を立案、推進していくことが必要です。

(3) 県民、民間団体、事業者等との協働と自主的取組を促進する

恵み豊かな環境は、我々の生存を支える共通の財産です。このため、県民、事業者、行政等が各々の立場で身近な地域はもとより地球を視野に入れた環境の大切さを考え、理解を深めるとともに、日常生活や事業活動において環境への配慮行動や環境保全等の取組を実践することが不可欠です。

こうしたことから、県民、民間団体、事業者などのあらゆる主体に参加を促すとともに、協力して行動できる施策を立案、推進していくことが必要です。また、一步進んで、自主的な環境配慮行動を誘導するような支援施策も必要です。さらに、本県が有する公害対策の経験や優れた環境技術を、国際協力に活かす施策も求められています。

2 施策の展開

(1) 施策の体系

本計画がめざす脱温暖化、資源循環、共生、安全・安心、参加・協働の5つのキーワードで表される社会づくりに向けて、次の施策を計画的に推進していきます。なお、施策の推進にあたり、従来の環境行政の枠を超え全庁的に取り組む施策や先導的な取組については、別掲しました。

また、施策の推進にあたっては、5つの分野ごとに数値目標を設定します。

第1 温室効果ガスの排出抑制、安定化させる愛知づくり（脱温暖化）

- 1 環境にやさしい生活・事業活動の定着
- 2 化石燃料に頼らないエネルギーの普及促進
- 3 環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 4 二酸化炭素吸収源対策としての森林の整備・保全
- 5 フロンガスによる温暖化・オゾン層破壊の防止

第2 資源の循環による環境負荷の小さな愛知づくり（資源循環）

- 1 あらゆる場面での3Rの促進
- 2 モノづくりを活かした循環ビジネスの創出
- 3 循環型の地域づくりの推進
- 4 廃棄物の適正処理、監視指導の徹底
- 5 廃棄物処理施設の整備の促進

第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり（共生）

- 1 自然環境の保全と生態系ネットワークの維持・形成
- 2 農業・農村、水産業の多面的機能の発揮促進
- 3 森林の多面的機能の発揮促進
- 4 健全な水循環の再生
- 5 水と緑の潤いのある都市空間の創造

第4 公害のない安全で安心できる愛知づくり（安全・安心）

- 1 健康で安全な暮らしができる大気環境の確保
- 2 快適な暮らしができる水環境・地盤環境の確保
- 3 化学物質による環境影響の低減対策の推進
- 4 災害発生時の環境汚染防止対策の体制づくり
- 5 着実な未然防止対策と基盤事業の実施

第5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり（参加・協働）

- 1 国際的な環境協力の推進
- 2 環境をテーマにした国際会議等の誘致・開催
- 3 環境を考え、行動する人材の育成
- 4 自発的な環境配慮活動の促進
- 5 隣接県と連携した広域環境対策の推進

<連携プログラム・重点プロジェクト>

連携プログラム

- ・ 基本計画がめざす5つの社会づくりに向けて、従来の環境行政の分野のみならず、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野の施策との連携により、全庁的に取り組む施策のパッケージ。

持続可能な交通とコンパクトで環境負荷の少ないまちづくりの推進
森と緑づくりのための新たな施策の導入
自然環境保全戦略（仮称）の策定・推進
あいち水循環再生基本構想の推進

重点プロジェクト

- ・ 第2章で示した環境保全上の課題の解決に向けた取組や、基本計画がめざす5つの社会づくりに向けた先導的な取組など重点的に取り組む施策。

ごみ減量化に向けた県民運動等の展開
あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の推進
PCB廃棄物の処理の推進
電子マニフェストの普及促進
衣浦港3号地広域廃棄物最終処分場の整備
主要幹線道路沿道の局地大気汚染対策の推進
安全・安心のための工場等に対する新たな立入検査・監視体制の整備
生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致・開催
体験型の環境学習の推進

3 施策の内容

第1 温室効果ガスの排出抑制、安定化させる愛知づくり

【背景】

主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は依然として増えつづけており、このまま推移すれば、今世紀末には世界の平均気温は約4.0（2.4～6.4）上昇し、水資源の枯渇、動植物種の絶滅、食糧危機、洪水・暴風雨の被害など様々な影響が予測されるとの報告が出されています（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）¹（2007年））。

こうした地球温暖化問題の克服のためには、気候変動がもたらす影響について危機意識を共有し、行政はもとより、県民、事業者、民間団体などあらゆる主体が参加・協働して温室効果ガスを極力排出しない社会を目指すことが必要です。

温室効果ガスの排出量は、世帯数の増加や世帯当たりのエネルギー消費量の増加を背景とした民生家庭部門と自動車保有台数の増加等を背景とした運輸部門で大幅に増加していることから、私たちの意識変革を進めるとともに、県民一丸となって省資源・省エネルギー型のライフスタイルを実現することが必要です。

また、温室効果ガスの排出は、化石燃料の使用によるものが大部分を占めています。今後、世界的なエネルギー需要が増大する中で、化石燃料への依存度を低くするエネルギー利用を進めるという観点からも、太陽光、風力、バイオマスといった新しいエネルギー技術の活用を図る必要があります。

さらに、省エネルギー、新エネルギー等の環境技術を活かし、地球温暖化対策と経済の発展の両立を目指すとともに、都市機能の集約化、森林の整備など脱温暖化に向けた総合的な取組が求められています。

【施策の方向】

- 1 環境にやさしい生活・事業活動の定着
- 2 化石燃料に頼らないエネルギーの普及促進
- 3 環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 4 二酸化炭素吸収源対策としての森林の整備・保全
- 5 フロンガスによる温暖化、オゾン層破壊の防止

¹ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

地球温暖化の実態把握とその精度の高い予測、影響評価、対策の策定を行うことを目的として、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）の協力の下に1988年に設立された。気候変動の科学的な評価、気候変動による環境・社会・経済への影響評価、気候変動による影響の緩和策の策定を実施。

1 環境にやさしい生活・事業活動の定着

省資源・省エネルギーのライフスタイルの定着を進めます。
エコカーの導入など環境にやさしい自動車利用を促進します。
省資源・省エネルギーの事業活動を促進します。
率先して環境配慮活動を推進します。

【主要施策】

県民一人ひとりにエコライフの実践を促す県民運動の展開

「地球温暖化対策地域協議会」¹など地域における地球温暖化防止活動の支援

「あいち地球温暖化防止戦略」²に基づく各種普及・啓発事業の推進

「あいち新世紀自動車戦略」³に基づくエコカーの普及やエコドライブの普及などの推進、公共交通機関の利用促進

国の京都議定書目標達成計画の見直しに応じた「あいち地球温暖化防止戦略」などの見直しの検討

ISO14001⁴の取得やESCO事業⁵の導入支援など事業者の取組の促進

「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちアクションプラン）」、「愛知県環境物品等の調達を円滑にするための基本指針」の推進

県有施設でのESCO事業、太陽光発電、エコ街灯の整備など、省エネルギー、新エネルギーの率先導入

排出権取引、経済的インセンティブなどの新たな手法について、国の動向を踏まえ、幅広い観点からの検討

1 地球温暖化対策地域協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体、県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するもの。

2 あいち地球温暖化防止戦略

地域における地球温暖化防止対策を推進するため、県内から排出される温室効果ガスの削減目標、目標を達成するための方策(25の重点施策、12の数値目標、9の「あいちecoモデル」)等を定めた計画。平成17年1月策定。

3 あいち新世紀自動車環境戦略

県民、事業者、NPO及び行政の代表で構成する「あいち新世紀自動車環境戦略会議」において、「人が安心して快適に生活できる自動車環境」の実現をめざし、愛知県の特色を活かした総合的な自動車環境対策(エコカー導入作戦などの7つの作戦、63の施策)を定めた計画。平成14年9月策定。

4 ISO14001

環境管理に関する国際的な規格のこと。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者(審査登録機関)が評価する。

5 ESCO事業

建物の電気設備等の省エネ化を資金調達から設計・施工、管理まで一括して請け負い、省エネによる経費節減分を発注者とESCO事業者が分配する仕組み。

2 化石燃料に頼らないエネルギーの普及促進

太陽光やバイオマス資源の活用など自然資源のエネルギー利用を進めます。
モノづくりの集積を生かした水素エネルギーの活用などの取組を進めます。
新エネルギーの実用化に向けた社会実験に取り組みます。

【主要施策】

市町村と協調した住宅用太陽光発電施設の導入に対する助成

「自然環境に配慮した風力発電施設の設置に関するガイドライン」に基づく風力発電施設の円滑な立地

「菜の花エコプロジェクト」推進や未利用間伐材の活用などバイオマス燃料の活用

「愛知県新エネルギー関連産業振興計画」¹に基づく水素エネルギーや燃料電池を中心とする新エネルギー関連産業の振興、育成

愛知県産業技術研究所内に設置した「燃料電池トライアルコア」²による燃料電池技術開発に対する中小企業への支援

「愛知県水素エネルギー産業協議会」による地域分散型エネルギーシステムの研究

3 環境負荷の少ないまちづくりの推進

環境の視点から都市機能を中心市街地に集約する取組を進めます。
環境と共生する住まいづくりを進めます。
環境にやさしい交通体系を構築します。

【主要施策】

「あいち住まいまちづくり・マスタープラン2015」⁴に基づく環境と共生しながら長く使い続ける住まい・まちづくりの推進

愛知県の地域特性等に配慮した「C A S B E E 愛知県版」による愛知らしい環境と共生した住宅・建築物の整備促進

「あいち商店街アクションプラン」³、「あいち商業・まちづくりガイドライン」に基づく中心市街地、商店街の活性化の促進

パーク・アンド・ライドやカーシェアリングの普及促進、公共交通機関利用の促進

バイパス・環状道路の整備やITSの活用などによる交通量の低減、交通流の円滑化

1 愛知県新エネルギー関連産業振興計画

厚いものづくり産業の集積などのポテンシャルを活かして、水素エネルギーや燃料電池を中心とする新エネルギー関連産業の振興・育成を図るための指針。平成17年3月策定。

2 燃料電池トライアルコア

燃料電池の開発に取り組む中小企業の窓口として愛知県産業技術研究所に設置。試作品の特性評価や技術相談、情報提供など、総合的な支援を実施。

3 あいち商店街アクションプラン

人口減少・超高齢社会に対応した「コンパクトでにぎわいあるまちづくり」の推進のため、まちの顔である商店街を、中心市街地や地域コミュニティの核となり、安心・安全で暮らしやすいまちを支える「新時代商店街」として再生するための支援策をまとめた計画。平成19年3月策定。

4 あいち住まい・まちづくりマスタープラン2015

愛知県の住まい・まちづくり政策の基本方針。目標とする居住の将来像、目標達成状況を把握するための指標、推進すべき施策等を定めたもの。目標とするあいちの居住の将来像のひとつに「環境と共生しながら長く使い続ける」を提示。平成19年2月策定。

連携プログラム

持続可能な交通体系とコンパクトで環境負荷の少ないまちづくりの推進

- 4 二酸化炭素吸収源対策としての森林の整備・保全
緑化等の積極的な推進及び森林等の適正な保全や整備を促進します。
木材・木質材料の需要拡大など森林資源の有効利用を促進します。

【主要施策】

「地域森林計画」¹ 等に基づく計画的な森林整備の推進
「あいち木づかいプラン」² に基づく県産材利用の促進
森と緑づくりのための新しい施策の導入

連携プログラム

森と緑づくりのための新たな施策の導入

- 5 フロンガスによる温暖化、オゾン層破壊の防止
フロンガスについて、適正な回収・破壊を進めます。

【主要施策】

フロン回収破壊法や自動車リサイクル法等に基づく、監視・指導の徹底
「愛知県フロン回収・処理推進協議会」³ によるフロンの処理、回収の促進

【目標】

別途照会中

1 地域森林計画

森林法の規定により、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画の策定の指針、基準等を示すもの。本県では、尾張西三河計画区、東三河計画区の2つの計画を定める。

2 あいち木づかいプラン

県産材の利用促進に向けて、県が取り組む方向を 木造・木質化の推進、木材利用の普及啓発、県産材利用技術の開発、木材の再資源化に整理し、県の率先した県産材利用の取組内容を示したもの。

3 愛知県フロン回収・処理推進協議会

フロン類の回収を促進するため、関係業界、自治体等によって平成8年3月に設立された団体。

第2 資源の循環による環境負荷の小さな愛知づくり

【背景】

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、その様々な段階で環境に負荷を与えるとともに、最終処分場のひっ迫や不法投棄などの問題が生じています。さらに、こうした社会経済システムが世界的に広がる中で、天然資源の枯渇が危惧されています。

この解決に向け、廃棄物の発生を抑制し、適正な資源の循環を促す資源循環型の社会づくりが求められています。本県は、製造品出荷額が29年連続で日本一のモノづくり県であるとともに、人口や都市機能が集積した大都市圏であり、大量の資源を利用・廃棄している状況にあることから、他の地域にも増して、その実現に積極的に取り組むことが必要です。

本県には、堅実、儉約といわれる県民性があることから、こうした「もったいない」の精神を活かして、ごみの減量、資源化など3Rの取組を一層定着させるとともに、本県のモノづくり技術を活かした循環ビジネスの発掘・創出などを図り、資源循環型社会の愛知モデルを構築し、全国に発信していくことが求められています。

また、廃棄物の処理については、減量化、適正処理が基本ですが、不適正処理の防止に向けた監視・指導の強化や中長期的な視野に立った最終処分場の確保などの取組も進めていくことが必要です。

【施策の方向】

- 1 あらゆる場面での3Rの促進
- 2 モノづくりを活かした循環ビジネスの創出
- 3 循環型の地域づくりの推進
- 4 廃棄物の適正処理、監視指導の徹底
- 5 廃棄物処理施設の整備の促進

1 あらゆる場面での3Rの促進

県民や事業者が行う自主的な3Rの取組を促進します。
市町村が行う3Rの取組を支援します。
廃棄物・未利用資源の利活用を進めます。
率先して資源の循環利用を進めます。

【主要施策】

「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」¹による各種キャンペーンの推進
「ごみ調査隊」や「循環学習シミュレーション」などの資源循環に関する環境学習の推進
ISO14001やエコアクション2.1の導入や多量排出事業者に対する3Rの取組指導など、事業者の取組の促進
容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など各種リサイクル法の適切な運用
「愛知県廃棄物処理計画」や「愛知県分別収集促進計画」等に基づく市町村の支援
家畜排せつ物、稲わらなどのバイオマス資源としての利用促進
「愛知資源循環情報システム」の運用
「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる制度）」²や「あいち建設リサイクル指針」の的確な運用
「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちアクションプラン）」、「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本指針」の推進

重点プロジェクト

ごみ減量化に向けた県民運動等の展開

2 モノづくりを活かした循環ビジネスの創出

先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図ります。
環境技術に関する研究開発を進めます。
中小企業の環境対応を促進します。
本県の持つ優れた環境技術を情報発信します。

1 ごみゼロ社会推進あいち県民会議

住民、事業者、行政が相互に連携しながら、一体となってごみゼロ社会の形成を推進することにより、公衆衛生、環境の保全、資源の有効利用を促進するために平成5年に設立。事業者団体、消費者団体、女性団体、県内市町村等で構成されており、容器リサイクル、グリーン購入・マイバッグ運動、生ごみ再資源化、不法投棄・散乱ごみ対策の4部会を設置。

2 愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる制度）

資源循環型社会の構築を目指し、県の公共工事でリサイクル資材を率先的に利用するための愛知県独自のリサイクル資材の評価認定制度。平成19年4月現在、品質・性能、再生資源の含有率、環境に対する安全性、品質管理、環境負荷に関する評価基準に適合した、再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材、再・未利用木材利用資材等26品目が対象となっている。

【主要施策】

「あいち資源循環推進センター」¹を拠点とした循環ビジネスの発掘・創出
「知の拠点」における「次世代エネルギー」、「次世代リサイクル・処理」等に関する研究開発の推進
「エコプロダクツ」の開発支援など環境配慮型のモノづくりの促進
「愛知環境賞」²の実施、優れた環境技術を有する県内企業の海外見本市等への出展支援

3 循環型の地域づくりの推進

未利用資源の地域内循環とエネルギーの効率利用を進める新しいビジネスの創出・事業化を進めます。
地域社会におけるゼロエミッション・コミュニティを具体化します。

【主要施策】

「あいち資源循環推進センター」を拠点とした構想の総合的推進
ゼロエミッションの先導的モデル事業の事業化
ゼロエミッション・コミュニティ形成に向けた意識の醸成

重点プロジェクト

あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の推進

4 廃棄物の適正処理、監視指導の徹底

地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底します。
廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保します。
廃棄物の不適正処理を未然防止します。
産業廃棄物処理業者の優良化を進めます。

【主要施策】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく適正処理の指導徹底
産業廃棄物処理におけるマニフェスト制度の徹底と電子マニフェストの普及促進
「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づくPCBの計画的な処理の推進、アスベスト廃棄物の処理業者及び排出事業者に対する適正処理の指導徹底

3 あいち資源循環推進センター

循環型社会づくりを推進するための産学行政の協働拠点として、平成18年5月に設置。「循環ビジネス創出コーディネーター」による循環ビジネスの事業化、相談や技術指導、先導的な循環ビジネスの事業化に関する補助など、循環ビジネスの事業化支援を行う。

4 愛知環境賞

愛知万博の開幕を機に、平成17年1月に創設され、企業や団体による、資源循環や環境負荷低減に関する優れた技術・事業・活動・教育に対して行う表彰。毎年1回、事例を公募して選定。

フェロシルトの完全撤去

最終処分場等廃棄物処理施設の設置等に関する地域住民に対する説明会の開催指導、専門家への意見聴取、自主的情報公開の促進
不法投棄等監視特別機動班の設置、警察官経験者の配置、民間委託による監視、指導の強化
国や市町村、民間団体、隣接県と連携した監視、指導の強化
「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」¹を活用した産業廃棄物処理業者の優良化の促進

重点プロジェクト

PCB廃棄物の処理の推進

電子マニフェストの普及促進

5 廃棄物処理施設の整備の促進

一般廃棄物について、焼却処理の広域化を進めます。
産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行います。

【主要施策】

市町村に対する一般廃棄物処理計画の策定指導
循環型社会形成推進交付金や廃棄物処理施設設置費補助金等を活用した廃棄物処理施設の整備促進
「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」²に基づく一般廃棄物焼却処理の広域化の推進
財団法人愛知臨海環境整備センター³が行う衣浦港3号地広域廃棄物最終処分場の整備の支援

重点プロジェクト

衣浦港3号地広域廃棄物最終処分場の整備

1 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度

産業廃棄物の排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにするとともに、優良化を目指す処理業者の取組に具体的な目標を与えることなどを目的に平成17年4月から実施されている制度。

2 愛知県ごみ焼却処理広域化計画

平成9年1月の厚生省(当時)の「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づきダイオキシン類の発生等昨今のごみ処理に関する多くの課題に対応するため、市町村を広域ブロック化するとの方針を受け、愛知県が平成10年10月に策定した焼却処理に関する広域化計画。

3 財団法人愛知臨海環境整備センター

愛知県、名古屋市、知多市、名古屋港管理組合及び民間48社の出捐により昭和63年8月に設立された財団法人、通称ASEC(Aichi Seaside Environment Center)。海面埋立処分事業を目的とし、名古屋港南5区(知多市新舞子地先)において、主に産業廃棄物の最終処分を実施。

第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり

【背景】

本県は、平野・半島・丘陵・山地など変化に富んだ自然を有しており、様々な野生動植物が生息・生育していますが、高度経済成長期を経て広葉樹林地や田、畑、ため池など緑地や水辺が減少し、希少野生動植物種の減少など生物多様性への影響が懸念されています。さらに国外から持ち込まれた外来種の移入が本県特有の種や生態系に影響を与えています。

身近な自然である里地里山については、生活様式の変化によりその利用価値が薄れ、手入れが行き届かなくなった結果、自然環境の質が劣化しています。

このため、生物の生息・生育空間の保全やそれらをつなぐ生態系ネットワークの維持形成のための取組みや新たな希少野生動植物種の保護対策が必要となってきました。

水環境については、水質の改善が進んでいないところがあるほか、森林や農地の状況の変化、水路などの護岸のコンクリート化など水循環が変化したことにより、都市とその周辺の河川や海域の水質汚濁、生物多様性の喪失、水辺の減少、都市型水害の発生などの問題も生じています。

このため、循環する水について、水質だけでなく、水量や水辺環境などの水環境を全体で捉えるとともに、治水、利水などを含めた、水を取りまく総合的な視点に立つ必要があります。

一方、森林や農地は本県の豊かな生物相や健全な水循環を形成・維持する上で重要な役割を担っていますが、社会経済の変化に伴う農林業の担い手の減少などを要因に、森林や農地における生態系や水循環機能の劣化等の影響が生じています。このため、農林業の活性化を通じて、本県の生物多様性保全や水循環の再生を図っていく必要があります。

また、都市部の水辺や緑も、生態系ネットワークづくりや水循環における雨水の保水・かん養機能、水や自然とのふれあい空間の確保などの面で重要です。このため、まちづくりと連携しながら身近な自然環境や水辺空間の保全、創出を図っていく必要もあります。

【施策の方向】

- 1 自然環境の保全と生態系ネットワークの維持・形成
- 2 農業、農村の多面的機能の発揮促進
- 3 森林の多面的機能の発揮促進
- 4 健全な水循環の再生
- 5 水と緑の潤いのある都市空間の創造

1 自然環境の保全と生態系ネットワークの維持・形成

生物多様性¹の維持・向上を図ります。

自然環境保全地域等既存の制度を活用し、自然の総量の維持に努めます。

生態系ネットワークの維持・形成を図ります。

自然環境に関する調査研究機能の充実を図ります。

【主要施策】

生態系ネットワークの維持・形成に向けた調査検討、各種公共事業における生物の生息・生育空間の配慮等の全般的な取組の推進

ネットワークの核となる自然公園、自然環境保全地域等の優れた自然環境を有する地域の保全・拡充

河川、公園等の保全による生物移動経路の確保

希少野生動植物種の保護や国内外からの人為的な移入種に関する新たな規制の実施

鳥獣保護区・休猟区の管理や特定鳥獣の個体数調整等による野生鳥獣の保護管理の実施

「あいち海上の森大学」において人と自然の共生を推進する指導者の養成

「あいち海上の森センター」や「もりの学舎」等を活用した森林や里山に関する学習、体験型自然環境学習の実施

環境調査センターの自然環境に係る調査研究機能を拡充

自然環境保全施策の総合的な展開を図る「自然環境保全戦略(仮称)」の策定、

連携プログラム

自然環境保全戦略(仮称)の策定、推進

2 農業・農村、水産業の多面的機能の発揮促進

農地の保全、環境保全型農業の推進を通して生物多様性の保全や水循環の再生を図ります。

多様な生物を育み、優れた水質浄化機能を有する干潟・藻場の造成を推進します。

【主要施策】

優良農地の確保と担い手への農地の利用集積等による耕作放棄地の予防・解消

農地の転用制限による農地の保全

「愛知県ため池保全構想」²に基づくため池の整備・保全

水路、ダム等の水辺空間の整備・保全

水質浄化や多様な生態系の維持などの機能を持つ干潟・浅場の造成や新しい造成材の検討

1 生物多様性

すべての生物の間の違い(変異性)のこと。生物多様性には、種内(遺伝子)の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性がある。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

2 愛知県ため池保全構想

農業用水の供給のほか、豊かな自然環境の保全、地域の憩いの場、学習の場や洪水の調節などの多面的機能を持つため池を、地域と行政が連携を図って保全・整備・活用するための構想。平成19年3月策定。

「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」¹の普及促進による環境保全型農業の推進
環境にやさしい農業に取り組むエコファーマー²の育成と認定の拡大
地域住民による農道や用排水路等を守る取組や農業者による環境負荷低減に向けた取組に対する支援の実施

3 森林の多面的機能の発揮促進

水源かん養機能の維持・向上や森林生態系の保全を図ります。
里地里山の保全を進めるとともに自然のふれあいや自然環境学習の場としても活用を図ります。
都市と山村が共生する環境づくりを進めます。

【主要施策】

森林所有者による間伐などの森林整備や森林整備地域活動支援交付金による計画的な森林の施業、不在村森林所有者に対する森林整備の必要性PRなどによる森林の適正な整備・管理
県民の憩いの場としての森林整備
保安林の指定・保全及び森林の開発規制
水源基金や森と緑づくりのための新しい施策の導入による森林整備・里山保全活動の推進
「里山保全アドバイザー養成講座」等の実施による県民の里山保全活動の活性化
エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進
「あいち海上の森」の保全と利活用
都市住民や企業などの多様な主体が管理し、持続的な利用を図る里山保全のモデルを2010年に開催予定の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で

連携プログラム

森と緑づくりのための新たな施策の導入

4 健全な水循環の再生

生活排水対策や産業排水対策を推進し、汚濁負荷の削減を図ります。
多自然川づくりなど環境に配慮した河川整備を進めていきます。
水質浄化や多様な生態系の維持などの機能を持つ自然海岸、干潟・浅場等の保全・再生を推進します。

1 愛知県農産物環境安全推進マニュアル
生産から出荷に至るまでの農業生産の各段階において、環境負荷を低減し、安全な農産物を生産するための具体的な対策をとりまとめたもの。

2 エコファーマー
化学肥料・農薬低減技術等を用いて、環境にやさしい農業を実践する栽培計画を策定し、その計画が知事に認定された農業者のこと。

【主要施策】

「全県域污水適正処理構想」¹に基づく下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策の推進
工場・事業場に対する水質汚濁防止法の排水基準の遵守徹底
污水処理施設への高度処理（窒素・りん）の導入促進
多自然型川づくり基本指針による河川環境の整備と保全の推進
水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）による油ヶ淵の総合的な水環境改善対策の推進
自然海岸・干潟・浅場・藻場の保全・再生、覆砂の実施
東海3県1市と国による伊勢湾再生行動計画²の推進
川や海岸の清掃活動など県民参加による水辺空間の保全
あいち水循環再生基本構想に基づく県民、事業者、行政が協働した水循環再生のための取組の推進

連携プログラム

あいち水循環再生基本構想の推進

5 水と緑の潤いのある都市空間の創造

都市に潤いを与える豊かな緑空間や水に触れあう快適な都市空間の整備を推進し、都市地域の地下水かん養、親水性の向上を図ります。
地域の個性豊かで良好な景観を保全する美しい都市景観づくりと連携しつつ、緑や水辺空間を保全、創出していきます。

【主要施策】

建物の屋上・壁面緑化、都市内緑化活動に対する支援の実施
雨水貯留・浸透施設や透水性舗装等の設置
川沿いのまちづくりと一体となった水辺空間の整備
都市公園・道路・河川等の公共施設等における都市緑化の推進
「美しい愛知づくり基本計画」³に基づく景観施策と連携した緑と水辺空間の整備・保全

【目標】

別途照会中

1 全県域污水適正処理構想

全県域污水適正処理構想は、市街地や農山村地域を含めた県下全域の下水道、集落排水、合併処理浄化槽などといった污水処理施設の整備を計画的・効率的に実施することを目的とし、市町村が作成した構想を県が取りまとめたもの。平成8年6月策定。16年3月見直し。

2 伊勢湾再生行動計画

閉鎖性水域である伊勢湾（三河湾含む）の再生のため、伊勢湾とその流域における森、川、海、都市それぞれの取組により、健全な水・物質循環を取り戻し、水質及び生態系の改善・回復を図るとともに、水辺、海辺における人と水とのふれあいの機会を促進するための総合的な行動計画。

3 美しい愛知づくり基本計画

愛知の景観を構成する自然景観、歴史景観、生活景観、産業景観の調和を図りながら美しい愛知を形成していくための施策の総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。

第4 公害のない安全で安心できる愛知づくり

【背景】

環境政策の基本は、県民が安全で安心して暮らせる社会の構築です。本県ではこれまで、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境法令を運用し、大気、水質などの環境保全対策を進めており、引き続き着実な施策を継続することが必要です。

一方、主要幹線道路の局地的な大気汚染などの課題が残っており、効果的な施策の一層の推進が必要です。

現在、数万種が流通していると言われる化学物質の中には、有害性等に関する情報が不十分なものも多いため、化学物質の排出実態を把握するとともに、事業者による自主的な管理の改善を促進するなど環境リスクを低減する取組が重要となっています。

東海・東南海地震の発生が懸念される本県では、倒壊建物等の解体や工場・事業場の損壊等による大量のがれきの発生、粉塵の飛散、有害物質の流出など、様々な環境汚染の発生が予想されており、こうした多種多様な危機に対応できる適切な体制づくりが求められています。

このように、私たちの周りには安全・安心を脅かすおそれのある様々な問題が存在しており、既存の施策を継続するとともに、環境への影響を未然に防止する積極的な適切な対応が必要です。

【施策の方向】

- 1 健康で安全な暮らしができる大気環境の確保
- 2 快適な暮らしができる水環境・地盤環境の確保
- 3 化学物質による環境影響の低減対策の推進
- 4 災害発生時の環境汚染防止対策の体制づくり
- 5 着実な未然防止対策と基盤事業の実施

1 健康で安全なくらしができる大気環境の確保

工場、事業場などの規制、指導を引き続き適切に実施します。
自動車に起因する大気汚染、騒音等の様々な問題を解決するため、自動車交通環境総合対策を推進します。
新幹線鉄道騒音及び航空機騒音対策を引き続き推進します。
浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制を進めます。
アスベストの飛散防止対策を強化します。
局地的な大気汚染の改善に向けて、対策を強化します。

【主要施策】

大気汚染防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づくばい煙、粉じんに関する規制の実施
「あいち新世紀自動車環境戦略」、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」によるエコカー導入やディーゼル車対策、交通流円滑化・交通量低減対策等の推進
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する徳物措置法による車種規制の実施
大気汚染防止法や愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱¹等に基づくVOC排出抑制対策の推進
愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出浮遊粒子状物質総量削減計画の推進、局地大気汚染対策の強化
大気汚染防止法に基づくアスベスト規制の実施
騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく工場等騒音、建設作業騒音、カラオケ店事業騒音等の規制の実施
悪臭防止法に基づく物質濃度規制・臭気指数規制²の実施
名古屋南部地域の道路沿道環境対策、岡崎・安城地区の道路騒音対策の推進
新幹線鉄道騒音及び航空機騒音における発生源対策、土地利用対策、周辺防音対策等の推進

重点プロジェクト

主要幹線道路沿道の局地大気汚染対策の推進

2 快適なくらしができる水環境・地盤環境の確保

生活排水対策や工場などの規制、指導を引き続き適切に実施します。
地下水や土壌の汚染対策を進めます。
地下水揚水規制や地下水の合理的な利用の促進を図ります。

1 愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成・維持に向けて、関係機関と連携しながら、自動車対策、工場・事業場対策などの各種対策を総合的に推進するためのもの。平成18年3月策定。

2 臭気指数規制

悪臭防止法に基づく排出規制手法の一つであり、人間の嗅覚を用いた測定により算出される臭気指数を指標とし、事業活動に伴う悪臭の排出を規制する制度。物質濃度規制の未規制物質や複合臭にも対応できるよう本県では平成18年に導入した。

【主要施策】

「全県域汚水適正処理構想」に基づく下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の整備等の生活排水対策の推進
工場・事業場に対する水質汚濁防止法の排水基準の遵守徹底
汚水処理施設への高度処理（窒素・りん）の導入促進
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に基づく下水道、浄化槽等の汚水処理施設の整備促進、総量規制基準が適用されない小規模事業場、農業、畜産業に対する行政指導の実施による伊勢湾の水質改善
土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場に対する土壌・地下水汚染に関する指導及び監視の強化並びに土壌・地下水汚染判明時の周辺地下水等の汚染調査や汚染源対策の指導の実施
工業用水法や県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく地下水揚水規制や代替水への転換指導の実施
水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）による油ヶ淵の総合的な水環境改善対策の推進
本県唯一の天然湖沼である油ヶ淵の自然環境に配慮した「油ヶ淵水辺公園」の整備

3 化学物質による環境影響の低減対策の推進

ダイオキシン類の排出抑制を図ります。

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めていきます。

事業者による化学物質自主管理の改善を促進し、化学物質による環境リスクの低減を図っていきます。

【主要施策】

化学物質排出把握管理促進法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく事業者に対する化学物質の排出量等の把握や管理書の作成指導

事業者と周辺地域住民との化学物質の関するリスクコミュニケーション¹の促進

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者への規制指導、大気・水質、土壌等の調査の実施

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくPCB廃棄物保管事業者に対する指導・監視の強化や県民への情報提供の実施

愛知県PCB廃棄物処理計画に基づくPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

化学物質セミナーの開催、インターネット等を通じた化学物質の管理制度や事業者の取組の周知

未規制物質等への適切な取組の推進

¹ リスクコミュニケーション

化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。なお、この用語は広範な分野で使われるようになってきており、その意味も分野により多少異なるので注意が必要である。

4 災害発生時の環境汚染防止対策の体制づくり

大規模な地震や水害など災害発生時に適切な対応ができる体制づくりを進めます。

【主要施策】

災害により発生したがれき、生活ごみ、し尿等の廃棄物を速やかに処理するための計画策定の市町村への指導

発生したごみを仮置するための公共空間確保に向けた協力体制の整備

がれき、生活ごみ、し尿等の運搬、処理に関する関係団体との協力体制の確立

有害化学物質、特別管理産業廃棄物等の使用取扱施設、保管施設、処理施設

等の損壊防止のための補強工事の実施に向けた事業者指導等の有害物質流出防止対策の実施

5 着実な未然防止対策と基盤事業の実施

有害物質の排出抑制や環境の状況の監視などにより、健康被害の予防を図ります。

施策の技術的・科学的な支援のため調査研究を推進します。

【主要施策】

愛知地域公害防止計画による総合的な公害防止対策の推進

環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）手続きの的確な運用

国が策定した戦略的環境アセスメント¹ 導入ガイドラインを踏まえた戦略的環境アセスメントの推進

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定患者への療養の給付等の補償給付やリハビリテーション、転地療養等の公害保健福祉事業の推進

公害苦情相談員制度の活用等による公害苦情処理

公害苦情処理法に基づくあっせん、調停及び仲裁など紛争の様態に即した迅速かつ適切な公害紛争の解決の推進

工場・事業場が講ずる各種公害防止対策への支援

県と市町村、企業との間で締結している公害防止協定の的確な運用

大気、水質等の環境の効果的かつ効率的な監視測定の実施など各種環境情報の的確な把握及び県民への適切な情報提供の実施

環境調査センターにおける環境に関する調査研究の実施

中小企業への環境経営・環境技術の支援

重点プロジェクト

安全・安心のための工場等に対する新たな立入検査・監視体制の整備

【目標】

別途照会中

1 戦略的環境アセスメント

事業計画が固まった段階で行う現行の環境アセスメント(いわゆる事業アセス)より早期の、事業実施段階(Project 段階)に至るまでの行政意思形成過程(戦略的な段階)の段階で行う環境アセスメントことをいう。戦略的段階とは、一般的に「Policy(政策)>Plan(計画)>Program(プログラム)」の三つのPの段階を指すと説明されているが、抽象的な概念であり具体的にはどの段階からが戦略的環境アセスメントと呼ぶるか、厳密な定義は難しい。

第5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり

【背景】

アジア地域においては、中国などの急速な経済成長に伴い、黄砂や窒素酸化物などの大気汚染物質が国境を越えて広がり、我が国にも影響を与えています。そのため、地球的視野で環境を考え、世界の国々と協働して地球環境を保全することが求められています。

一方、過剰な便利さや豊かさを求めるライフスタイルが環境に大きな負荷を与えていることにより、今日の環境問題が発生していることから、県民一人ひとりが環境問題について理解を深め、身近な環境に対して日頃から小さな気配りをする必要があります。このため、そのことに気づくきっかけ作りとなる質の高い環境学習を生涯にわたり多様に提供する必要があります。

環境学習については、学校のみならず、家庭、地域、企業と連携・協働した全県的な取組が求められており、特に次世代を担う子供達への環境学習に力点を置いて推進していく必要があります。

また、自動車環境対策や産業廃棄物対策など、県域を越えた社会経済活動に伴う環境問題への対応や、伊勢湾や三河湾の水質浄化に向けた上流域から下流域までが一体となった取組など、今後の道州制への移行も視野に入れながら、隣接県との連携による環境保全対策が求められています。

【施策の方向】

- 1 国際的な環境協力の推進
- 2 環境をテーマにした国際会議等の誘致・開催
- 3 環境を考え、行動する人材の育成
- 4 自発的な環境配慮活動の促進
- 5 隣接県と連携した広域環境対策の推進

1 国際的な環境協力の推進

アジア地域を中心に研修生の受入れや専門家の派遣を推進します。
本県の優れた環境技術を企業と連携した取組により海外に発信します。
海外の自治体等との情報交換を行い、ネットワークづくりを進めます。
国境を越えた環境問題の解決を図ります。

【主要施策】

独立行政法人国際協力機構（JICA）¹の海外技術協力事業への協力や
友好提携交流事業の活用

「中国国際工業博覧会」などを活用した環境技術の海外発信

イクレイ²への加入による海外自治体等との情報交換

「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」への参画

2 環境をテーマとした国際会議等の誘致・開催

「環境」をテーマとした国際会議やイベントを誘致・開催します。

【主要施策】

2010年（平成22年）の生物多様性条約第10回締約国会議
（COP10）の誘致・開催

国際青年環境会議³の誘致・開催

「人と自然の共生国際フォーラム（仮称）」⁴の開催（平成19年度から28
年度までの毎年度）

重点プロジェクト

「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致・開催」

1 独立行政法人国際協力機構（JICA）

政府開発援助（ODA）の中核的実施機関として、開発途上国に対し技術協力、無償資金協力、研修生の受入れ、大規模災害が発生した際の国際緊急援助、平和構築・復興支援などを行う団体。国内18か所、海外100か所の拠点がある。代表者は、緒方貞子理事長

2 イクレイ

1990（平成2）年に国連主催で開かれた「持続可能な未来のための世界会議」の場で設立された、地球環境の保全を目指す地方自治体の国際ネットワーク。本部は、カナダのトロントにある。

3 国際青年環境会議

15歳から24歳までの青年による世界的な環境会議。国連環境計画（UNEP）と開催地の自治体等との共催により開催される。10歳から14歳までの者により開催されることも会議と交互に1年おきに開催される。

4 人と自然の共生国際フォーラム（仮称）

愛・地球博の理念や成果を世界に発信するため、各国、各地域の各階各層からの知恵と知識を結集し、地球規模の環境や人と自然の関わりに対する課題分析、提言・宣言などを発信し、持続可能な世界に向けた取組を加速させることを目的として、平成19年度から10年間の計画で開催されるフォーラム

3 環境を考え、行動する人材の育成

環境学習などで指導的立場にある教員や地域リーダーの指導力の向上を図ります。

県の施設を利用し様々な環境学習プログラムを提供します。

環境学習関連施設間のネットワークの構築を進め、環境学習の機会の充実に努めます。

【主要施策】

あいちエコカレッジネット事業¹ やあいち環境学習ハンドブックの活用についての講習会の実施

「もりの学舎」における自然体験やクラフト教室の開催

「あいち海上の森センター」を拠点に海上の森の自然にふれあう「森の教室」、農作業等の里の体験を通じ里山について学習する「里の教室」などを開催
エコツーリズム²、グリーンツーリズム³の実施

こどもエコクラブへの加入促進

こどもエコクラブ地域交流会を開催し、こどもエコクラブ間の情報・経験交流活動を支援

子供向け環境学習推進事業の実施

小学生向けの環境副読本の作成・配布

国連大学から認証を得た「持続可能な開発のための教育」に関する中部 R C E⁴ の取組の支援

重点プロジェクト

体験型の環境学習の推進

4 自発的な環境配慮行動の促進

環境負荷の少ない商品、サービスについての情報提供や啓発活動を行い、その普及を図ります。

日々の生活における環境に配慮した行動についての情報提供や啓発活動を行い、環境に配慮した行動の促進を図ります。

社会貢献を希望する企業とその担い手に対し情報提供を行い、地域の環境保全活動の促進を図ります。

1 あいちエコカレッジネット事業

環境学習指導者養成のためのオンライン講座や環境学習に関する人材、施設を紹介するライブラリー情報などインターネットを利用して環境学習を推進する事業

2 エコツーリズム

自然環境や歴史文化施設等を観光することにより、その自然環境や歴史文化の保全に対する人々の意識や関心を高めるとともに、観光による地域振興を図るもの

3 グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村において、農業、林業、漁業の体験などを通じ、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動

4 中部 R C E

平成14年に国連総会で決議された「持続可能な開発のための教育の10年」を推進するための手段として、国連大学から認証を受けた中部地域の拠点

【主要施策】

「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」、「環境にやさしい買い物キャンペーン」などの啓発活動によるグリーン購入の促進
環境広告による環境負荷の少ない商品、サービスについての情報提供
「エコマネー」の県内地域への普及促進
「中部圏サマーエコスタイルキャンペーン」などの啓発活動
「食育いきいきプラン」¹に基づく食を通じた環境教育の推進
エコドライブ、パーク・アンド・ライドなど環境に配慮したマイカー利用の促進
企業の社会貢献活動（CSR）²を支援し、地域の環境保全活動の活性化の促進

5 隣接県と連携した広域環境対策の推進

隣接県と連携した広域環境対策を進めます。

【主要施策】

東海三県一市広域環境対策協議会による自動車環境対策をはじめとした広域環境対策の推進
伊勢湾再生推進会議による「伊勢湾再生行動計画」の推進
中部圏ごみゼロ社会実現推進会議³、中部圏ゴミゼロ型都市推進協議会⁴による3Rの推進

【目標】

別途照会中

1 食育いきいきプラン

県民一人ひとりが食の大切さを理解し、家庭、学校等、職場、地域のあらゆる機会や場所において、主体的に食育に取り組むための指針として、愛知県食育推進会議により作成された食育の推進計画

2 企業の社会貢献活動（CSR）

企業は利益を追求するだけでなく、消費者や周辺の住民、NPO、取引先、従業員などの利害関係者に対し、社会を構成する一員として責任を果たさなければならない、とするもので、環境や人権への配慮、法令の遵守などが求められている。

3 中部圏ごみゼロ社会実現推進会議

ごみゼロ社会実現のため、17年9月に中部圏9県及び名古屋市により設立された。ごみの発生・排出抑制などについて、調査研究や啓発・提言活動などを行う。

4 中部圏ごみゼロ型都市推進協議会

愛・地球博の成果を継承し、循環型社会の実現を目指すため、平成17年9月に中部5県、2政令市、国の行政機関、社団法人中部経済連合会などにより設立された協議会

<連携プログラム、重点プロジェクト>

連携プログラム

持続可能な交通とコンパクトで環境負荷の少ないまちづくりの推進

【背景】

- 本県は、世界的な自動車の生産拠点であるとともに、自動車保有台数が全国一であるなど自動車依存率が高い交通体系を特徴としています。
- また、本県では、自動車の普及と郊外における都市化の進展により、中心市街地の空洞化が進むとともに、都市の拡散が顕在化しています。
- こうした都市構造は、自動車利用の増大に伴うエネルギー消費の拡大等を通じて環境に負荷を与えています。さらに、自動車を利用できない住民の生活利便性の確保、中心市街地の空洞化に伴うまちの歴史、文化の喪失といった様々な課題も生じています。
- さらに、今後、人口が減少していく中で、新規の開発の必要性が低下していく一方、既存の社会資本の有効活用を図ることが必要となります。
- このため、中心市街地や駅周辺の拠点地区に、様々な都市機能を集約化し、誰もが暮らしやすく環境負荷の少ないコンパクトな街づくりを進めていく必要があります。

【目指す姿】

- 住居や商業、医療、福祉などの様々な都市機能が、中心市街地や駅周辺の拠点地区に集まっており、生活に必要なサービスが歩いて移動できる範囲に確保されています。
- 新エネルギー、省エネルギー設備が取り入れられた住宅や建築物が普及しています。また、住宅や建築物の長寿命化が図られています。
- すべての自動車がエコカーとなっています。また、カーシェアリングやパーク・アンド・ライドなど、環境にやさしい自動車利用が普及しています。
- 円滑な交通流を実現するインフラが整っています。また、鉄道やバスなど公共交通機関が適切に確保されています。

【具体的な取組】

中心市街地への都市機能の集約

- ・ 中心市街地活性化法、改正都市計画法などのまちづくり3法の適切な運用により、中心市街地への都市機能集約を図ります。
- ・ 県国土利用計画や土地利用基本計画等に基づき市町村における適正な土地利用を図ります。
- ・ 「あいち商店街アクションプラン」に基づき、「がんばる商店街推進事業費補助金」等の活用を通じて、商店街と市町村等を一体的・集中的に支援します。
- ・ 「あいち商業・まちづくりガイドライン（仮称）」に基づき、市町村による大規模小売店舗の適正な立地誘導の促進、大規模小売店舗の出店情報の早期提供による事前協議の円滑化、企業の社会的責任としての地域貢献活動の促進を図ります。

街なか居住の促進

- ・ 「愛知県街なか居住推進ガイドライン」に基づき、市町村による街なか居住の計画づくり等の取組を支援します。
- ・ 暮らし・にぎわい再生事業等の各種制度を活用し、中心市街地における空き家、空き地の活用や既存建築物の活用など、市町村、民間やNPO、地域住民等による取組を支援します。
- ・ 市街地再開発事業、中心市街地共同住宅供給事業、街なか居住再生ファンド等を活用し、市町村、民間による住宅供給を支援します。

環境に配慮した住宅・建築物の普及促進

- ・ 住宅太陽光発電施設の設置において、市町村と協調した助成を実施するなど、新エネルギー設備の導入を進めます。
- ・ 県営住宅の建替えにあたり、モデル的な環境共生住宅の整備を行います。
- ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の仕組みを活用し、愛知らしい環境共生住宅に関する基準を定めるとともに、環境共生住宅や環境住まい市民活動を認定・表彰する「あいち環境住まい認定制度（仮称）」を創設します。
- ・ 「あいちエコ住宅ガイドライン」を活用し、県内キャラバン活動を実施するなど、普及啓発を進めます。
- ・ 住宅や建築物の空間を活用した緑化推進方策の充実を検討するとともに、県有施設等の緑化を推進します。

環境にやさしい自動車利用の促進

- ・ エコドライブ、パーク・アンド・ライド、カーシェアリングなど、環境にやさしい自動車利用と公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・ エコカー導入への助成や公用車への積極的な導入を図り、エコカーの普及拡大を進めます。
- ・ ETCや道路交通情報システムの整備促進や、特定非営利活動法人ITS Japanの「環境ITS」プロジェクトへの参画など、ITSの活用を図ります。
- ・ 環状道路等の幹線道路ネットワークの整備、交差点の改良を進めるとともに、低騒音舗装、環境施設帯の設置など道路環境を改善します。

森と緑づくりのための新たな施策の導入

【背景】

- 森と緑は、地球温暖化の防止、水源かん養、生物多様性保全などの環境保全機能だけでなく、山崩れの防止、震災による火災時の延焼防止など多様な公益的機能を有しており、その恩恵は広く県民全体が享受していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う、公益的機能の低下が危惧されています。
- 愛知県には、三河山間部を中心とする「森林」、名古屋圏を始めとする「都市の緑」、その中間に位置する「里山林」と、守るべき森と緑が多く存在しています。
- そこで、森や緑を県民共有の財産と明確に位置付け、「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、県民全体で守り育てていくための新たな施策が必要です。
- 森と緑のための施策は可能な限り早期に、かつ、集中的に取り組む必要があるため、必要な財源を一定期間にわたり安定的に確保する必要があります。
- こうした認識の下、県ではこれからの森と緑づくりのために必要な施策とその費用負担のあり方についての検討を行うために「森と緑づくりのための税制検討会議」を設置しました。平成19年3月検討会議から知事に報告書が提出されましたが、以下はその主な内容です。

【目指す姿】

- 「山から街まで、緑豊かな愛知」が実現し、森や緑が持つ環境保全や防災、景観形成などの公益的機能が十分に高められ、県民が安心して快適に暮らしています。
- 県民、NPO、行政が協働、連携して森や緑の保全に取り組んでいます。

【具体的な取組】

都市の緑の保全

- ・ 都市に残された民有の貴重な樹林地について、開発による消失を防ぐため公有化して積極的に保全を図ります。
- ・ 民有地における敷地や屋上・壁面などの緑化を促進するための有効な支援制度を創設するなど、住民や事業者等の主体的な緑化活動に対する支援を行います。
- ・ 県民参加による緑化推進のための新たな普及活動を推進します。

緑の少ない都市部における重点的な緑化の促進

- ・ 小規模な公園整備を促進します。
- ・ 都市の顔となる地区において景観形成に資する美しい並木を創出します。

里山林の保全

- ・ 地域の特性や多様なニーズに応じ、モデル的な里山林整備を県民と協働で実施します。
- ・ 特に必要な場合は、公有化により里山林の保全を図ります。

- ・ 自発的に保全活動に取り組むボランティア団体等に対する支援を行います。
- ・ 枯損木や竹林の侵入により不健全となった里山林の再生に取り組みます。

森林の保全

- ・ 奥地や公道沿いなど採算性が悪く林業活動では整備が困難な森林の間伐を実施します。
- ・ 一定期間の皆伐や転用を防止し、健全な森林として保全されるよう、森林所有者との協定締結などの措置を講じます。
- ・ 都市部を中心に間伐材の積極的な活用を推進することにより、木材利用が森林整備の促進に貢献することへの県民の理解を深めます。

施策実施のための財源確保

- ・ 森や緑の公益的機能の恩恵は全ての県民に及ぶことなどから、施策実施のための財源として、県民が広く負担する税制度の導入が適当と考えられます。

自然環境保全戦略（仮称）の策定・推進

【背景】

- 本県の自然環境の保全は、生物多様性を基本理念として、関係する施策を所管する部局が連携し全庁的に取り組んでいく必要があります。
- また、地域において自然環境の保全に取り組む県民やNPO、事業者、関係自治体などの関係者と、野生生物や自然に関する情報を共有し、広く連携しながら、それぞれの立場で主体的に取り組むことが求められています。

【目指す姿】

- 森林、農地、水辺等の多様な自然環境において、その地域特性に応じた生物多様性が保全されるとともに、自然資源の持続的利用が可能な十分な質と量の自然環境が確保されています。
- 地域個体群間の交流により野生動植物の生息・生育数が維持されるとともに、遺伝子の多様性の保全が図られる生態系ネットワークが形成されています。
- 本県の特徴ともいえる湧水湿地や特異な地形地質に依存している貴重な生態系が保全されています。

【具体的な取組】

生態系ネットワークの維持・形成

- ・ 愛知県国土利用計画や自然公園地域、森林地域、都市地域などの各種土地利用計画の策定段階において、生態系ネットワークの維持・形成に配慮します。
- ・ 緑地の整備や河川の改修をはじめとする公共事業においても、生物の生息・生育空間やその移動経路の保全・創出に努めます。
- 希少野生動植物種の保護等
- ・ 希少野生動植物種の生息・生育地の維持・改善に加え、絶滅のおそれが高い種については、捕獲採取の禁止や保護区の設定など新たな規制措置を含む対策を講じます。
- ・ 国内外から本県に移動した動植物で、県内における地域の固有種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある移入種について、放逐や播種の抑制に努めます。
- ・ 希少野生動植物種の保護の必要性や、移入種が本県の生態系に及ぼす影響などについて、県民の理解を深めるため、広く県民に周知を図ります。

自発的な自然環境保全活動の促進

- ・ 里山など身近な自然環境の保全に取り組む県民やNPOの活動を支援するとともに、自然とのふれあいや自然環境学習の場としても活用を図ります。
- 調査研究機能の充実等
- ・ 自然環境保全施策の基盤となる自然環境データの集積や発信に努めます。
- ・ 希少野生動植物種や生態系ネットワーク形成の指標となる野生生物の継続的なモニタリングに取り組めます。

【背景】

- 川や海などの公共用水域における水質汚濁を改善するため、水質汚濁防止法に基づき、上乘せ排水規制の強化や伊勢湾水質総量規制などの施策を実施しており、大河川については漸次改善されてきていますが、都市とその周辺の中小河川や湖沼、海域では、水質の改善が進んでいないところがあります。
- また、森林や農地をとりまく状況の変化などによる雨水の保水・かん養機能の低下、都市域の雨水不浸透面積の増加などによる水の流れの分断など、水循環が変化したことにより、都市とその周辺の河川や海域の水質汚濁、生物多様性の喪失、水辺の減少、都市型水害の発生などの問題も生じています。
- さらに、河川などでの水質汚濁は、水道水の異臭味などの利水上の問題を引き起こすだけではなく、身近な水辺から人々を遠ざけるなど、水に対する人々の親近感の希薄化を招いています。
- これは、これまでの汚濁物質の排出規制のみに着目した対策をとるという、限定的な見方や取組だけでは、常に移動し、形を変えて循環する水についての総合的な問題の解決には不十分であることを示しています。
- このため、これまでの、治水、利水、環境などの各分野ごとの対応から、循環する水について、水質だけでなく、水量や水辺環境などの水環境を全体で捉えるとともに、環境だけではなく治水、利水などを含めた、水をとりまく総合的な視点に立ち、県民、事業者、民間団体、行政といった水に関わる全ての主体が、同じ目標に向かい手を携えて対応する必要があります。

【目指す姿】

- 「安心して利用できるきれいな水」
安心して生活用水、工業用水、農業用水、水産用水として利用できます。人々は、多様な生態系が維持された川や海などで遊んだり、泳いだりしています。
- 「暮らしを支えて流れる豊かな水」
水源かん養機能や保水機能が確保され、渇水の緩和や一時的な出水による水害の防止が図られています。また、生活や産業での水の使い方を工夫して、身近に水の流れが感じられ、水を大切に作る地域づくりがすすんでいます。
- 「水が育む多様な生態系(いのち)」
動植物はそれぞれに適した水環境で生息・生育し、地域に特有の多様な生態系を形づくるとともに、干潟の貝類等を始め動植物が持っている水質浄化機能により、健全な水循環を支えています。
- 「人と水とがふれあう水辺」
地域の風土の中で醸成され育まれた水に関わる祭りや風習などの水文化や習俗が保存され、人

と水とが親しむ機会が増えています。また、水に関心を持ち、水について知ることにより、水を守る気持が醸成され、きれいな水の保全活動の輪が広がっています。

【具体的な取組】

● 「きれいな水」のための取組

水質汚濁の原因物質は、家庭や工場などから排出されるだけでなく、降雨等に伴って農地や市街地等からも排出されることから、流域の特性を考慮した汚濁負荷の削減対策などに取り組みます。

● 「豊かな水」のための取組

- ・ 森林や農地の有する保水などの水源かん養機能を向上させるために、森林の整備・保全や農地の保全・管理の取組、都市域での透水性舗装の取組などを推進します。
- ・ 限りある資源としての水を生かすため、水道用水などの効率的利用を推進するとともに、県民などの節水意識の高揚を図ります。
- ・ 身近に水が感じられる地域づくりをめざすため、山間地域での合併処理浄化槽設置、農村地域での農業集落排水処理施設整備など、地域で使用した水は地域の川などに返すことや、湧水などの余剰地下水の有効利用を図ることなどにより、常に地域の川の流れを確保する取組も推進します。

● 「多様な生態系」のための取組

- ・ 生物にとって生息・生育しやすい環境を保全・創出し、「多様な生態系」を保全するため、湿地やため池等の保全、生物の生息・生育環境に配慮した多自然型川づくり、多様な生態系を形成する干潟・浅場の保全・再生などを推進します。
- ・ 県民参加による川や海の清掃や水生生物の調査などを通じて、県民の生態系保全に対する意識を高めていきます。

● 「ふれあう水辺」のための取組

- ・ 水遊びや魚釣り、水辺の散歩など人と水とが「ふれあう水辺」を実現するため、身近な水辺の親水性の向上を図ります。
- ・ 親しみやすい水辺景観の保全や水文化の保存・伝承を推進し将来につなげます。

ごみ減量化に向けた県民運動等の展開

【背景】

- これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、わたしたちの生活に物質的な豊かさや便利さをもたらしましたが、その一方で、化石資源を中心とした天然資源の浪費や膨大な廃棄物の発生など様々な問題も引き起こしており、循環型社会の構築が求められています。
- このため、「循環型社会形成推進基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、各種のリサイクル法の制定により、その充実が進んでいます。
- 資源循環型の社会の実現には、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の観点からの施策の推進が必要であり、そのうちの発生抑制を最優先の課題として取り組む必要があります。

【目指す姿】

- 無駄なものは、買わない、もらわない、ものを大事にする等の“もったいない”精神を持ち、余分なごみを出さない生活が定着しています。
- 限りある資源を有効に使用し、廃棄物を極力出さない、生産、流通システムが構築されています。
- 最終的に発生する廃棄物については、適正な分別とリサイクルが行われています。

【具体的な取組】

- 3Rの取組促進の普及啓発
循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政といった各主体がそれぞれの立場で3Rに取り組めるようあらゆる機会を通じて啓発を行います。
 - ・ワンウェイ容器や使い捨て商品、過剰包装の商品を選択しない、修理して使える商品、詰め替え用商品を使用するなどの消費行動によるごみの排出抑制
 - ・生ごみや廃天ぷら油の資源化などの有効利用の促進
 - ・事業者の製造、加工、販売段階での分別や簡易包装による減量化・資源化の自主的取組の促進
- 市町村の取組の支援
 - ・市町村が作成する「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分の促進や資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の取組を支援します。
 - ・最終処分量の削減及び資源化のため焼却灰の熔融処理やリサイクルプラザの建設等の資源化の促進を図ります。
 - ・事業系一般廃棄物の発生抑制等の指導に協力します。
- マイバッグ持参、レジ袋無料配付の抑制（レジ袋有料化）運動の推進
 - ・「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」を通して、マイバッグ持参運動やレジ袋無料配付抑制の取組の促進を図ります。

あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の推進

【背景】

- 社会全体で廃棄物の最終処分量を限りなくゼロに近づけるためには、資源循環を地域社会や産業、経済のシステムとして組み込み、資源循環がビジネスとして成り立ち、環境負荷の低減にもつながる仕組みを構築していくことが重要です。
- 本県には、人口、産業、都市機能の集積や豊かな自然環境の存在を背景に、様々な未利用資源が豊富に存在しています。
- また、モノづくり産業において、環境負荷の低減や資源の効率的な利用を図る高度な環境技術が集積しているとともに、産・学・行政の協働による資源循環の取組が継続的に展開されています。
- さらに、愛知万博では、会場内で発生したごみを活用し、エネルギー供給を行う世界初の試みが行われました。
- 本県では、こうした地域の様々なポテンシャルを活かし、持続可能な社会の形成を目指すため、「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」を平成19年3月に策定しました。
- この構想に基づき、リサイクル技術とエネルギー技術を県内各地の特性を踏まえて効果的に組み合わせることによって、未利用資源・エネルギーの地域内循環を進める新しいビジネスを創出・事業化し、これを県域全体へと拡げ、地域社会におけるゼロエミッション・コミュニティの具体化を進めていきます。

【目指す姿】

- 廃棄物やバイオマス、自然エネルギーなどを有効に活用したエネルギーシステムが構築されるなど、限られた資源の効率的な活用が実現し、快適な環境が保全された地域が実現しています。
- 未利用資源とエネルギーの効率的な活用や環境に配慮した製品づくりなどを支える技術開発、事業開発が活発化するなど、愛知発の環境ビジネスが経済の成長と地域の活力を支え、地域を活性化しています。
- 身近な所にあるエネルギーや廃棄物の有効活用や環境活動を通じた人と人のコミュニケーションの活発化など、環境に配慮したライフスタイルが新しい生活習慣として定着し、地域コミュニティの活性化と安全・安心が図られています。

【具体的な取組】

「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の総合的推進

- ・ 大学や企業の有識者、行政の参加による「ゼロエミッション・コミュニティ構想推進委員会」を設置し、構想の総合的な推進方向や方策を検討するとともに、進捗状況や成果を検証します。

- ・「あいち資源循環推進センター」を拠点として、「循環ビジネス創出会議」、「エコタウン推進会議」の開催や、民間派遣の循環ビジネス創出コーディネーターによる事業化に向けた相談、指導などにより、先導的・効果的な循環ビジネスの創出・発掘を図ります。
- ・先導的リサイクル施設の整備、循環ビジネスの事業化検討に対する助成を実施します。

ゼロエミッションの先導的モデル事業の事業化

- ・構想で示した9つの事業モデルを始めとした先導的な循環ビジネスの事業化に向けた検討を進め、先導事例としていきます。
- ・個々の事業モデルごとに学識者、企業、行政、関係団体、県民等で構成する「事業化検討会議」を設置し、システム計画・仕様などの事業スキームや、補助制度などの支援策の検討、事業可能性の有無などについて具体的な検討・協議を進めていきます。

ゼロエミッション・コミュニティ形成に向けた意識の醸成

- ・シンポジウムや講演会の開催による構想理念の普及啓発や人材育成を図ります。

重点プロジェクト

PCB廃棄物の処理の推進

[背景]

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性に優れておりトランスやコンデンサなどの電気機器をはじめ、幅広い分野で使用されてきましたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件などをきっかけに生体・環境への影響が明らかになり、昭和47年に製造が中止されました。しかし、PCBの処理施設の整備が進まなかったことから保管が長期にわたっているため、紛失などによる環境汚染が懸念されています。
- こうした状況を受けて、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB特別措置法」という。）が平成13年7月15日に施行され、PCB廃棄物を保管する事業者は保管状況等を届出することに加えて、15年以内（平成28年まで）に適正に処分することが義務付けられました。
- 併せて国としてPCB廃棄物を処理できる体制を早急に整備するため、環境事業団（平成16年4月から日本環境安全事業株式会社）に拠点的処理施設を設置させ、処理事業を行わせることになりました。
- 日本環境安全事業株式会社は、全国5か所において拠点的広域処理施設の整備を進めています。
- 本県内のPCB廃棄物の適正かつ計画的な処理を推進するため、平成16年12月に「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しました。

[目指す姿]

- PCB廃棄物の処理のための体制が整備され、安全かつ確実な処理が実施されます。

[具体的な取組]

- 愛知県内のPCB廃棄物の計画的な処理の推進
 - ・「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」では、高圧トランス等のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するとしており、県有施設において保管されているPCB廃棄物については、平成20年度までに約50%処理を終了し、引き続き平成23年度までに全量の処理を終了するものとします。
- PCB廃棄物の保管・処分に係る周知・啓発の実施
 - ・PCB廃棄物を適正に保管し、確実かつ適正に処分するために、PCB特別措置法に基づく毎年の保管状況等の届出の受理や保管事業者への立入検査を実施し、周知啓発を行います。
- 協議会、検討会の開催
 - ・豊田PCB廃棄物処理事業等に係る広域調整のため、平成15年に設置した東海地区4県7市、国等で構成する「PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会」を開催し、安全確保、収集運搬及び搬入計画等に関する調整を図ります。
 - ・PCB廃棄物処理施設の周辺地域の環境状況を監視し、生活環境の保全を図るため、専門家による「PCB処理施設環境モニタリング調査結果等検討会議」を開催します。
- PCB廃棄物処理基金による処理の促進
 - ・高圧トランスや高圧コンデンサは、機器が大型であって相当量のPCBが使用されていることか

ら、その処理費用は、通常の廃棄物に比べ相当高額となっています。このため、中小企業者にとって経済的に大きな負担となることから、中小企業が保管している高圧トランス、高圧コンデンサの処理費用への助成を行い早期処理を促進するため、国が独立行政法人環境再生保全機構に設置したPCB廃棄物処理基金に対し、毎年出えんします。

重点プロジェクト

電子マニフェストの普及促進

【背景】

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、産業廃棄物の排出事業者がその処理を他者に委託する場合に、廃棄物処理法に基づいて排出事業者に交付が義務付けられており、排出事業者はこのマニフェストにより廃棄物の移動状況や最終処分までを自ら把握できる制度です。
- 平成18年7月26日付けで廃棄物処理法施行規則が改正され、全ての管理票の交付者に対して管理票の交付状況を平成20年度（19年度実績）から知事等に報告するよう義務付けられました。
- 一方、電子マニフェスト制度は、偽造が難しいことから不法投棄等不適正処理の防止につながり、排出事業者等にとっては、処理終了の確認作業やマニフェストデータを集計作業等に活用することによる事務の省力化等のメリットがあります。
- 国においては、IT戦略本部において決定された「IT新改革戦略（平成18年1月19日）」において、平成22年度には50%の電子化を達成するという目標が設定されましたが、平成17年度末現在その利用件数は、3.5%にとどまっている状況であるため、普及拡大が急務となっています。

【目指す姿】

- 電子マニフェストは、国が全国で唯一指定している「情報処理センター」で、データが一括管理され、各処理段階で不正な操作が行われる余地がないことから、産業廃棄物の発生、処理状況が透明化され、不法投棄等の不適正処理がなくなります。
- 電子マニフェストは記載漏れを防止でき、マニフェストの回収・照合が不要になるとともに、伝票の保存・管理スペースも不要となり、事務処理が効率的になります。
- 情報処理センターがデータを管理・保存するため、事業者から行政への報告が不要になるとともに、処理業者等の帳簿作成に際してデータを簡単に利用できます。

【具体的な取組】

- 産業廃棄物マニフェスト制度の周知・啓発
 - ・産業廃棄物マニフェスト制度の周知徹底、廃棄物処理法施行規則改正等に伴う制度の周知、併せて事務の合理化や不適正処理の防止につながる電子マニフェスト制度の普及・促進を図るため、産業廃棄物排出事業者、業界団体を対象とした説明会を開催します。
- 電子マニフェスト導入普及事業費補助
 - ・マニフェストを多量に交付している事業者で構成している業界団体、工業団地及び企業グループ等の排出事業者がまとめて電子マニフェストを導入する事業の実施に要する経費に対して、補助を行います。

重点プロジェクト

衣浦港 3 号地広域廃棄物最終処分場の整備

【背景】

- 廃棄物の埋立処分量は資源化の推進を背景に年々減少していますが、平成 17 年度実績でなお約 170 万ト（一般廃棄物 34.2 万ト、産業廃棄物 136.0 万ト）の処分量があります。
- 産業廃棄物最終処分場は、近年適地が減少し、産業廃棄物への住民の不信感もあり、民間による新たな整備は極めて困難な状況にあります。県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は平成 18 年度末現在 133 施設ですが、新規許可件数は激減しています。（平成 11 年度から 18 年度までの 8 年間で 1 件のみ。）
- 一般廃棄物最終処分場は、平成 19 年 3 月末現在で 57 施設が稼働していますが、適地が減少し、単独の市町村では新たな整備が困難な状況にあります。
- そのため、県では産業廃棄物の事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により公共関与の最終処分場の確保を図っていくこととしています。
- 現在、県内で公共が関与している最終処分場としては、(財)愛知臨海環境整備センター（以下「ASEC」という。）、(財)豊田加茂環境整備公社及び(財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターの 3 施設がありますが、(財)豊田加茂環境整備公社の処分場を除き平成 21 年度末までには埋立が終了する予定です。〈注. 今後衣浦ポートアイランド処分場の嵩上げが実施できる場合〉

【目指す姿】

- このままでは、産業活動や県民の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、県では、衣浦港 3 号地において公共関与による新たな廃棄物最終処分場の確保を図ることとしました。
- この最終処分場は、現在名古屋港南 5 区において最終処分場を運営している ASE C が事業主体となり、尾張、知多、西三河の地域を中心に全県域の産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする次期広域処分場として、平成 22 年度からの供用を目指して整備を計画するもので、その概要は次のとおりです。

〔衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業計画の概要〕

設置場所	武豊町東大高地先（衣浦港 3 号地）
廃棄物受入期間	平成 22 年度から 13 年間
受入廃棄物	産業廃棄物、一般廃棄物（焼却残さ）
受入地域	県内全域
面積及び容量	47.2 ha 521 万 m ³ （重量換算 673 万ト）
跡地利用	工業用地、工業用地（都市再開発用地）

- この処分場が、地域の生活環境に配慮した安全・安心な最終処分場として着実に整備され円滑に運営されるよう、事業主体となる ASE C を積極的に支援・協力していきます。

【具体的な取組】

- 損失補償による資金調達の支援や施設・設備整備への補助等により、ASE C による整備事業を財政的に支援します。〈注. 補助金の予算議論によってはカット〉

- 引き続きA S E Cへの人材の派遣や技術的支援を行います。
- 最終処分場整備に合わせて、処分場のアクセス道路ともなる臨港道路武豊美浜線等の整備を進めていきます。
- 臨港道路武豊美浜線から処分場への進入道路は、公有水面埋立免許の主体となる県が整備します。

重点プロジェクト

主要幹線道路沿道の局地大気汚染対策の推進

【背景】

- 本県では、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染の改善に向けて、「NO_x・PM要綱」、自動車NO_x・PM法に基づく「総量削減計画」、「あいち新世紀自動車環境戦略」などに基づき、各種の自動車環境対策を総合的に推進しています。
- これらの対策により、県内の大気環境は概ね改善傾向にあるものの、自動車交通量の多い名古屋南部の国道 23 号沿道の一部地域などでは、自動車からの排出ガスに起因する局地的な汚染があり、早急な改善が課題となっています。
- 国では、主要幹線道路沿道などの大気環境沿道などの大気汚染の改善を図るため、局地汚染対策や流入車対策を盛り込んだ改正自動車NO_x・PM法を平成 18 年 5 月に公布しました。
- 本県では、こうした状況を踏まえ・・・

【目指す姿】

- 2010 年度までに、全測定局においてNO₂とSPMに係る環境基準の達成・維持を図ります。

【具体的な取組】

- 局地汚染対策推進事業の実施
 - ・ 局地汚染対策推進事業により、名古屋南部地域の国道 23 号沿道などを対象に、シミュレーションモデルを用いて大気環境の改善のための効果的な対策を検討し、「環境改善計画」を作成します。
- 局地汚染対策推進事業の実施
 - ・ 局地汚染対策推進事業の成果や改正自動車NO_x・PM法に基づく対応などにより、主要幹線道路沿道における局地汚染対策について、国の地方機関、名古屋市や関係業界などと協議・連携して推進していきます。

重点プロジェクト

安全・安心のための工場等に対する新たな立入検査・監視体制の整備

【背景】

- 工場・事業場への立入検査は、環境の維持、改善を図る上で、また、行政が直接県民、事業者の声を聴く上で大きな役割を果たしてきました。
- しかし、時代の変遷とともに、県民の環境に対するニーズや社会情勢も大きく変化しており、それに伴い立入検査の見直し、拡充が求められています。
- 特に、最近の立入検査は、測定データの改ざん等コンプライアンスへの取組体制が希薄化した一部の工場・事業場への指導體制の強化とともに地球温暖化対策、自然との共生など多様化する環境問題への対応が求められています。

【目指す姿】

- 工場・事業場における公害防止体制とそれをチェックする行政の立入検査や各種届出・報告書の審査体制が整備されるとともに、これらが有効に機能し、工場・事業場の周辺住民を始めとする県民が安心して安全な生活をおくっています。

【具体的な取組】

立入検査事業実行計画による効果的な立入検査の実施

- ・ 環境の状況や法令の動向等年度毎の課題、問題に適切に対応した立入重点項目を設定し、効果的な立入検査を実施します。
- ・ 過去の工場・事業場への立入状況をデータシステムで管理するとともに、各種法令、要綱に基づく立入検査事業の統合等の見直しを図ることにより、効率的な立入検査を実施します。
- ・ 法令・技術研修会や事例研修会を充実するなど立入検査を実施する職員の資質の一層の向上を図ります。

公害防止協定締結工場に対する重点的な立入検査の実施

- ・ 県、市町村、事業者間で締結する公害防止協定の対象工場はその規模が大きく、公害発生時に周辺環境に与える影響も大きいことから、特に重点的に立入検査を実施します。

市町村と協働した監視体制の強化

- ・ 立入検査を行う人員・予算の制約から県の立入検査の対象となる工場・事業場は極めて限定されたものとなるため、市町村の環境保全担当職員による中小の工場・事業所への立入指導や工場・事業場周辺の環境監視など市町村と協働した監視体制を整備します。

測定分析体制の整備

- ・ 工場等に対する検査・監視や大気・水質等の環境監視のための測定分析を行う拠点としての県環境調査センターの機能を堅持します。
- ・ 環境調査センターでは、行政処分を前提とする検査、迅速な対応を要する苦情検査に関する測定及び測定手法が確立していない環境分析を中心に実施するとともに、民間機関が行う環境測定分析の精度管理を行うなど、民間の測定分析技術のレベルアップを図ります。

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致・開催

【背景】

- 近年、地球上の多くの生物が、人の活動や開発などにより絶滅の危機にさらされているといわれており、人と自然との共生のあり方が大きく問われています。
人類は、食料や木材、医薬品など多くの生物資源に依存しているため、国際的な理解と協力により生物多様性の保全を図る必要があると考えられます。
- COP10の開催される2010年は「生物多様性2010年目標」の達成年であり、COP10においては、これまでの取組の評価及び2010年以降の生物多様性目標の枠組みの提示がなされると想定されます。
- COP10を主催することは、2010年以降の生物多様性目標の枠組みを提示することに我が国が主導的役割を担うこととなり、COP10が本県で開催されることは、地球的視野で環境を考え、世界の国々と協働して地球環境を保全する本県の姿勢を海外にアピールする機会になると考えられます。
- 本県は、①「自然の叡智」をテーマに開催された愛知万博の理念・成果を継承する事業を進めていること、②大都市圏としては豊かな自然に満ちあふれた地域であること、③県民に愛知万博で培われた環境問題への深い理解と関心や高いおもてなしの精神があること、④国際会議を支える国際交流基盤が整備されていることなど、COP10の開催地として適した条件を備えていると考えられます。

【目指す姿】

- 2010年にCOP10を開催します。
- COP10の開催を契機として、生物多様性の保全に関する県民の意識、関心を高めます。

【具体的な取組】

- 誘致委員会、実行委員会の設立など、COP10の誘致、開催のための体制の整備
- 誘致構想、開催計画の策定など、COP10の誘致、開催のための計画の策定
- COP10開催の周知を図り、機運を盛り上げるためのプレイベントの開催
- 環境問題に関する県民の意識、関心を高めるための関連イベントの開催

体験型の環境学習の推進

【背景】

- 今日の環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を構築していくためには、県民一人ひとりが、環境保全の意欲を高めることにより、環境に配慮し、行動できる能力を身につけることが必要とされており、こうした県民の行動を促進するためには、環境学習を推進することが重要とされています。
- 本県では、平成17年1月に「愛知県環境学習基本方針—720万県民のエコ協働プログラム2010」を策定し、この基本方針に基づき、環境学習を総合的・体系的に進めるための事業を進めているところです。
- 一方、「環境」をテーマにした初めての国際博覧会である愛知万博の開催を契機に、県民の環境に対する関心は高くなっており、環境学習を推進するうえで好ましい状況にあります。

【目指す姿】

- 県民一人ひとりが環境への関心と理解を深め、自ら環境に配慮しながら、環境問題に取り組むことのできる人づくりを進めます。
- 県民、事業者、NPO及び行政が互いに協働・連携しながら、環境の保全と資源の持続可能な活用に取り組む社会の構築をめざします。

【具体的な取組】

- 体験型の環境学習の推進
 - ・ 小・中学生の児童・生徒や県民等を対象に、「環境学習プラザ」や愛・地球博記念公園内の「もりの学舎」を拠点として、環境をテーマとした体験型の講座を開催します。
 - ・ 愛知万博で実施された自然体感プログラムを継承する新たな環境学習プログラムを開発し、「もりの学舎」において、専属のインタープリターにより実施します。
 - ・ 環境に係るテーマを題材にし、次世代を担う子どもたち（小学校高学年）が自ら演じることができるような脚本を、新しい形の環境学習プログラム「エコキッズあいち劇場」として作成し、県内の小学校において上演してもらいます。
なお、上演にあたっては、小学校教諭やNPO団体等の環境学習指導者にも参観を呼びかけ、「やるキッズあいち劇場」の普及啓発を図ります。
- 環境学習指導者の養成
 - ・ 幼稚園、小、中・高等学校等の教育現場で子どもたちへの環境学習を担当する教員や環境学習を実施しているNPO指導者を対象に、あいち環境学習ハンドブック（Ⅰ）及び（Ⅱ）に掲載されたプログラムの作成方法や環境学習事業の実施方法等の習得を目的とした講習会を県内各地で開催します。
 - ・ インターネットを利用したあいちエコカレッジネットのオンライン講座とフィールドでの体験型研修を組み合わせた環境学習指導者養成講座を実施します。
- 自主的な環境学習の支援
 - ・ 次代を担う子どもたちの自主的な環境学習を支援するため、県内各地域で活動中のこどもエコクラブの子どもたちに、体験学習の機会提供を目的とした地域交流会を開催します。

- ・小学校の総合学習の時間などで活用できるよう、小学生向けの環境学習副読本を作成配布し、学校における環境学習を支援します。
- 環境学習情報の提供
- ・「環境学習情報ライブラリー」を活用し、インターネットにより県内各地の環境学習施設や環境学習関連イベント、環境学習プログラムなどの情報を提供します。

第5章 計画の推進・進行管理

1 各主体に期待される役割

本計画の推進にあたっては、県民、事業者、民間団体、行政といった各主体のそれぞれが、環境の現状について正しい認識を持ち、自らの責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と環境保全に参加する意義を理解し、それぞれの立場に応じた役割分担のもと、自主的、積極的な取組を進めていく必要があります。

(1) 県民の役割

我々の生活が、環境に様々な影響を与えていることを理解した上で、環境の負荷や改善に向けて身近なことから率先して行動していくことが期待されます。なお、こうした活動は、豊かな自然とのふれあいや様々な人たちと出会う機会となったり、省エネ・省資源による家計の節約になるなど、我々の生活に潤いや豊かさをももたらすものであり、楽しみながら実践していくことが効果的です。

【期待される取組の例】

	主な取組事例
環境について学び、考える	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃からの自然体験 ・家族での環境問題についての話し合い ・環境に関するイベントや講演会などへの参加
省エネに心がける	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房は28℃、暖房は18℃を目安にした冷暖房の適正な温度設定 ・スイッチをこまめに切るなど電力の節約 ・買い換え時の省エネルギー型の家電製品の選択 ・コンロの火加減の調節などガスの節約
ごみの削減など3Rに努める	<ul style="list-style-type: none"> ・必要以上の買いものをしない ・買い物袋を持参したり、過剰な包装は断る ・再利用できる容器に入った商品、詰め替え商品の選択 ・修理できるものは修理して再利用 ・ごみの分別とリサイクルの推進 ・冷蔵庫、洗濯機等を廃棄する際は、家電リサイクル法に基づき適切に処理
水を大切に使う	<ul style="list-style-type: none"> ・流しのゴミ受けや水切り袋の利用 ・食器洗いや洗濯で使う洗剤の削減 ・食用油はできるだけ使い切り、残ったものは回収運動に協力 ・下水道供用区域内での下水道への早期接続、下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の設置 ・洗面や入浴の際の節水 ・洗濯時の風呂の残り湯の利用
環境に配慮した食生活をする	<ul style="list-style-type: none"> ・食材を無駄なく利用 ・食べ残しをせず、調理くず等の生ごみ量を削減 ・「地産地消」の推進

環境にやさしい住まいづくりを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や高効率給湯機、保温や断熱性に優れた窓ガラスなど、省エネ型の家づくり ・住宅等の新築やリフォーム時の県産材の活用 ・庭木や生け垣、花壇の設置など、身のまわりの緑化の推進
環境に配慮した自動車利用を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・近くへは徒歩や自転車を利用 ・公共交通機関の利用を優先 ・低燃費で低排出ガスのエコカーを選択 ・アイドリングストップなどエコドライブの実施
地域の環境活動に積極的に参加する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われる集団回収や事業者が行う資源回収への協力 ・フリーマーケットやリサイクルショップの活用 ・地域の清掃活動への参加 ・植樹や自然観察会などのイベントへの参加

(2)事業者の役割

事業活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、環境へ与える影響が大きいことから、各種法令や規則の確実な遵守が必要です。また、企業の社会的責任、事業活動の持続可能性といった観点から環境活動を実践するとともに、率先した環境活動による企業イメージの向上や優れた環境技術による競争力の強化など、環境の取組を事業経営の発展に活かしていく視点も求められます。

【期待される取組の例】

業種	主な取組事例
事業活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入など自主的な環境配慮の推進 ・「環境報告書」等による情報公開、地域住民とのコミュニケーションの推進 ・冷暖房の適正利用や省エネ機器の導入など省エネルギーの推進 ・再生製品や再生可能な製品などグリーン購入の推進 ・ごみの分別の徹底、リサイクルの推進 ・節水の励行、雨水や再生水の利用など、適切な水利用の推進 ・エコカーの導入、エコドライブの推進、公共交通機関の積極利用 ・ペーパーレス化やS O H Oなど情報通信技術の適切な活用 ・従業員への環境教育、従業員が行う環境保全活動の支援 ・企業の社会的責任の一環として、環境保全活動の実践、支援 ・事業所の景観配慮、周辺環境との調和、敷地内の緑化
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー制度の活用 ・農業用廃棄物の適正処理 ・バイオマス資源の有効活用 ・農地やため池等の適正管理による環境保全機能の維持向上 ・「地産地消」の推進 ・多様な森林の造成と適正な管理 ・漁場環境の保全や水産資源の適切な管理
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルアセスメントの考え方に基づいた商品開発 ・環境技術の研究開発の推進 ・エネルギーや資源の適正利用 ・規制対象物質の使用削減、汚染物質の排出削減。 ・化学物質の適正な管理を、リスクコミュニケーションの推進

業種	主な取組事例
建設業・鉱業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した工法の積極的な採用 ・再生材、木材における県産材の積極利用 ・建設廃棄物の循環利用、適正処理 ・省資源、省エネルギー型の建築の積極的な導入
エネルギー供給業	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー転換効率の向上 ・自然エネルギーの活用や分散型電源の開発など、新エネルギーの開発
廃棄物処理業	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正管理、適正処理 ・分別回収、再資源化の推進 ・マニフェスト制度の遵守 ・施設の適正な維持・管理 ・情報公開や地域住民とのコミュニケーションの推進
運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカーの導入、エコドライブの推進 ・輸送効率の向上 ・鉄道・海運の積極的な活用
卸・小売業、飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない商品や地元の農作物の販売の推進 ・過剰包装の抑制、買い物袋の持参の促進 ・ばら売り、量り売りの推進 ・ごみの分別徹底やリサイクルの推進 ・調理くず、食品残さの削減、リサイクルの推進
金融・保険業	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する事業活動への融資・投資 ・環境保全活動を促す金融商品の開発
観光・レジャー関連業	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム、グリーンツーリズムの推進

(3) 民間団体の役割

県民や事業者などにより組織された民間団体は、それぞれの専門性や個別性を生かし、行政では対応できないきめ細やかで柔軟な活動を行うことができます。こうした特性を活かし、自主的・積極的な活動を一層進めるとともに、他の民間団体や行政、事業者と協働した取組を進めていくことが期待されます。

【期待される取組の例】

主な取組事例
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル活動や清掃活動、植林活動など地域の環境の保全・創造活動の推進 ・県民や事業者に対する環境教育・環境学習の実施 ・民間レベルでの国際環境協力を推進 ・他の民間団体、行政、事業者との協働 ・専門性を生かした提言活動

(4) 行政の役割

行政は、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らも事業者であり消費者であるという立場から、自ら率先して環境への負荷の少ない行動を実践します。また、県民、民間団体、事業者などの各主体が環境活動を積極的に行えるよう、環境情報の提供、環境教育、環境学習の推進を図るとともに、各主体間のネットワークづくりを進めます。

【主な取組の例】

主体	主な取組事例
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4章に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進と、その成果の公表、適切な進行管理の実施 ・ 市町村が実施する環境保全施策に対する支援 ・ 県民、事業者などの各主体が自主的、積極的に環境活動を実践できるような制度の整備、人材の育成、情報提供、普及啓発等の推進 ・ 各主体間のネットワークの形成に向けた調整、連携支援 ・ 事業者・消費者としての立場から、事務・事業全般にわたる環境負荷の継続的低減活動の実施 ・ 広域的な取組が必要とされる課題に対する国や隣接県との協力、連携
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の特性を十分考慮した施策の総合的かつ計画的な推進 ・ 住民、事業者などの各主体が自主的、積極的に環境活動を実践できるような制度の整備、人材の育成、情報提供、普及啓発等の推進 ・ 各主体間のネットワークの形成に向けた調整、連携支援 ・ 事業者・消費者としての立場から、事務・事業全般にわたる環境負荷の継続的低減活動の実施 ・ 近隣の市町村と協力、連携した施策の推進

2 計画の推進

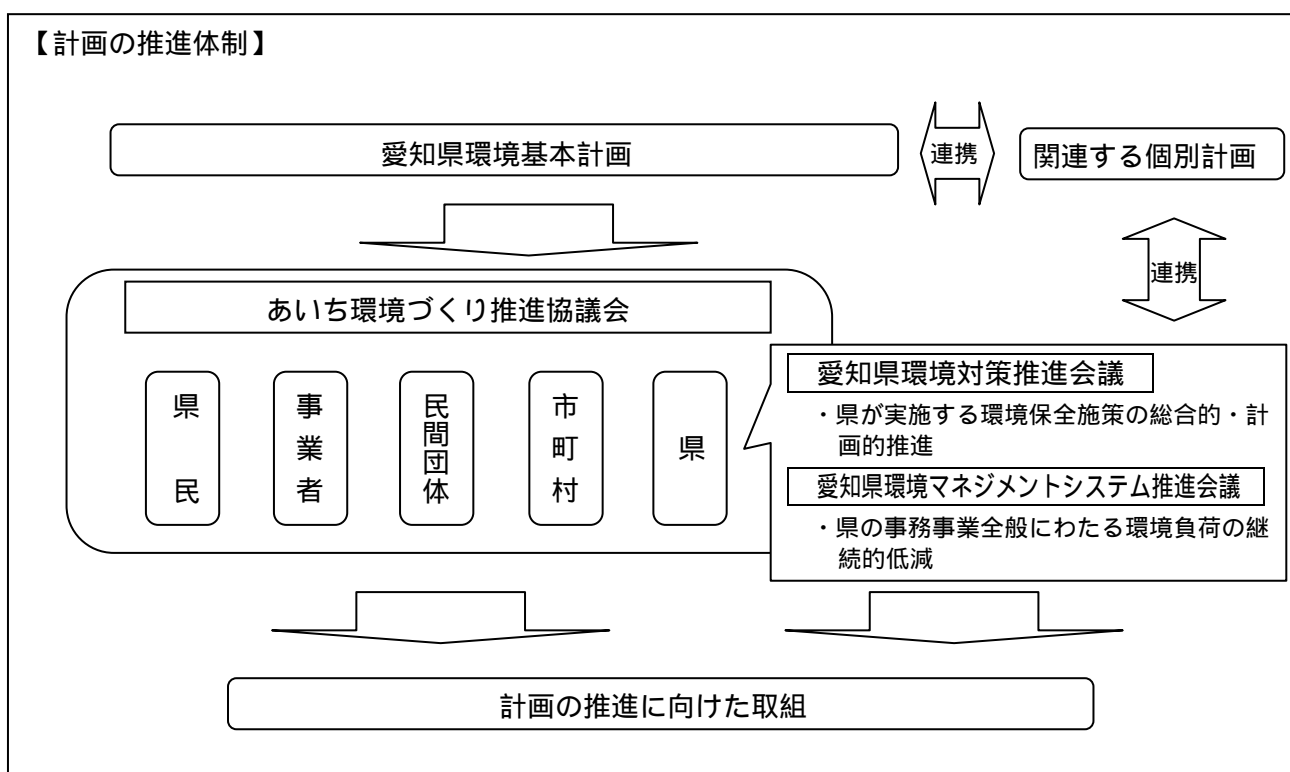
(1) 県民、事業者、民間団体、行政の協働による推進

県民、事業者、民間団体、行政の代表者等を構成する「あいち環境づくり推進協議会」において、各主体が情報交流を図りつつ、協働して計画を推進します。

(2) 全庁的な推進体制の整備

「愛知県環境対策推進会議」において、県が実施する環境保全施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、関連する個別計画との連携を図ります。

県の事務・事業全般にわたり、環境負荷の継続的削減を行うため「愛知県環境マネジメントシステム推進会議」において、環境マネジメントシステムの推進を図ります。



3 計画の進行管理

本計画に掲げた目標、施策については、数値目標の達成状況、各種環境関係統計の推移、施策の進捗状況等を確認しながら必要な改善を行う PDCA サイクルによって、適切な進行管理を行います。

「あいち環境づくり推進協議会」、「愛知県環境対策推進会議」において、計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、「愛知県環境審議会」に報告します。また、毎年度発行する「環境白書」において、計画の進捗状況や課題、新たな施策展開について提示します。

